

平成 27 年 3 月

関係各位

公益社団法人 福島県食品衛生協会
会長 紺野昭治

安全な食品の提供に向けた「食品中の放射性物質検査」のご案内

平素より当協会の事業運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆さまにおかれましては、食の安全・安心を確保するため、日頃より生産、製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の放射性物質の検査を積極的に実施されていることと思います。とくに子育て世代の意識が高いことから政府や各自治体等では放射能に関する積極的な情報提供と、その情報の信頼性確保に取り組んでおります。

消費者の健康影響への不安を解消し、県産食品に対する風評被害を払拭するためには、なにより食の安全に関する正確な情報を発信し続けることが重要です。国の諸機関や各自治体等が発信する情報を利用することはもちろん、その他あらゆる機会・ルートを通じて、事業者自らが積極的に情報を発信することは必要不可欠と言えます。

正確な放射性物質検査を希望される食品等事業者のご要望に応えるため、当福島県食品衛生協会では、別紙（裏面）のとおり放射性物質検査を受け付けております。食品の輸出に関わる事業者の皆様のためには、英文報告書(Certificate of analysis) の発行も承っております。なお、福島県の皆さまの利便性を図る観点から、**検査品の送付にかかる送料につきましては無料(着払い伝票にて送付)**とさせていただくことといたしました。

検査を実施する公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所は、食品中の放射性物質検査に関わる精度・信頼性の高い分析機関です。検査結果につきましては、「試験検査成績書」が発行されますので、取引先や消費者から自社製品について情報提供を求められた際など、信頼性の高い対応が可能となります。是非この機会に、当協会の放射性物質検査についてご検討くださいますよう、ご案内申し上げます。

「食品中の放射性物質検査」ご利用の手引き

検査対象品	食品等（加工食品、飲料水、農産物、畜水産物など） ※ 上記以外の肥料、土壌などについてはご相談ください。
検査の必要量	2L 以上（密充てん状態） ※ 液体は 2L 目安として水に沈む食品は 3kg、水に浮く食品は 2kg （輸送時に破損しないよう梱包の上、ご送付ください）
検査項目	セシウム 134 (^{134}Cs) およびセシウム 137 (^{137}Cs) （ご希望により、ヨウ素 131 (^{131}I) を無料追加します）
検出限界・ 検査手数料 (福島県内特別料金)	〔一般食品、乳児用食品、牛乳〕 10 Bq/kg 以下 <u>5,000 円</u> （税抜き） 〔飲料水〕 2 Bq/kg 以下 <u>7,000 円</u> （税抜き） ※ 検出限界（基準値の 1/5 の濃度以下であることと試験法に定められています）
検査方法	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー
検査依頼書	(公社)福島県食品衛生協会 (TEL 024-521-4310) へご連絡ください。 検査依頼書をお送りします。
検査品送付先	〒194-0035 東京都町田市忠生 2 丁目 5 番 47 号 (公社)日本食品衛生協会 食品衛生研究所 検査事業部 ^{注)} 電話 042-789-0211 ※ 検査受託状況により受付日を調整させていただく場合がございますので、事前にご連絡をお願いいたします。 ※ 検査品と検査依頼書とともに宅配便にてお送りください。 (検査品はヤマト運輸(株)・佐川急便(株)をご利用の上、研究所へ着払いでお送り下さい)
検査後について	基準値を超えた検査品は返却させていただきます。 (送料は研究所で負担いたします)

注)チェルノブイリ事故の際、国の委託を受けて放射能検査を行った実績のある機関です。

お問い合わせ先 公益社団法人福島県食品衛生協会

TEL 024-521-4310 / FAX 024-523-5674